

後期高齢者医療事業特別会計

問合せ：市民健康部市民課後期高齢者医療担当
Tel：0164-42-1805

総括

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方(65歳以上で一定の障がいのある方を含む)を対象とした医療制度です。事業の運営は、全ての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が行っています。

市が行う主な事業は、保険料の徴収や各種申請の受付などであり、徴収した保険料は広域連合納付金として北海道後期高齢者医療広域連合に納付しています。

後期高齢者医療制度で支払う医療費の財源は、約5割を公費(税金)で、約4割を現役世代からの支援金で、残りの1割を後期高齢者医療の保険料でまかなわれています。

後期高齢者医療の保険料については、医療費の動向などを考慮して2年ごとに見直すこととされており、令和2・3年度の保険料率は、所得割10.98%、均等割52,048円に改定され、令和元年度・平成30年度と比較して、保険料率は所得割は0.39%増、均等割は1,843円増となりました。

収入

収入の約65%は、加入者が納付する①後期高齢者医療保険料であり、残りの約35%は、保険料の軽減に伴う市・道の負担分、人件費、事務費などの一般会計からの②繰入金、③繰越金、健康診査等受託料、保険料還付金等負担金などの④諸収入などです。

(単位:千円、%)

予算科目	令和3年度		令和2年度		比較	
	予算額 A	構成比	予算額 B	構成比	(A-B)/C	(C/B)
① 後期高齢者医療保険料	249,194	65.3	244,652	64.4	4,542	1.9
② 繰入金	126,885	33.2	130,097	34.2	△ 3,212	△ 2.5
③ 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
④ 諸収入	5,697	1.5	5,489	1.4	208	3.8
合計	381,777	100.0	380,239	100.0	1,538	0.4

支出

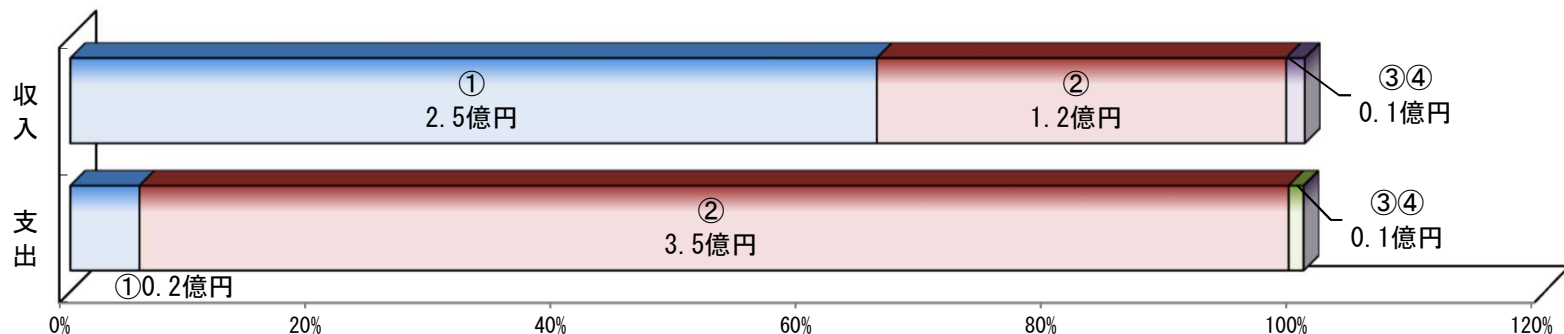
支出の約93%は、徴収した後期高齢者医療保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する②広域連合納付金であり、残りの約7%は人件費や保険料の徴収に係る事務費を計上している①総務費や健康診査に係る事業費を計上している③保険事業費などです。

(単位:千円、%)

予算科目	令和3年度		令和2年度		比較	
	予算額 A	構成比	予算額 B	構成比	(A-B)/C	(C/B)
① 総務費	21,318	5.6	22,668	6.0	△ 1,350	△ 6.0
② 広域連合納付金	355,760	93.2	352,029	92.6	3,731	1.1
③ 保健事業費	4,599	1.2	5,442	1.4	△ 843	△ 15.5
④ 予備費	100	0.0	100	0.0	0	0.0
合計	381,777	100.0	380,239	100.0	1,538	0.4

構成比

予算総額
3.8億円
(前年比 +0.01億円)



※各項目で端数処理しているため、合計と合わないことがあります。